



# 池田市公報

第107号  
 発行所 池田市役所  
 発行者 池田市長 瀧澤 智子  
 編集 総合政策部 法制課

令和4年11月1日発行

## 目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ <a href="#">地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例</a> .....	2
○ <a href="#">池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	18
○ <a href="#">職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	18
○ <a href="#">池田市市税条例等の一部を改正する条例</a> .....	19
○ <a href="#">池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例</a> .....	21
○ <a href="#">企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	22
○ <a href="#">池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例</a> .....	22
<u>規 則</u>	
○ <a href="#">池田市保育士等キャリアアップ研修に係る運営事業者選定委員会規則</a> .....	22
○ <a href="#">池田市財務規則の一部を改正する規則</a> .....	23
○ <a href="#">池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則</a> .....	23
○ <a href="#">池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則</a> .....	24
○ <a href="#">池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	25
○ <a href="#">池田市職員休暇規則の一部を改正する規則</a> .....	25
○ <a href="#">職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	26
○ <a href="#">池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及び期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則</a> .....	27
<u>訓 令</u>	
○ <a href="#">池田市職員の名札に関する規程の一部を改正する訓令</a> .....	28
<u>池田病院</u>	
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	28
○ <a href="#">市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程</a> .....	29
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	29
<u>教育委員会</u>	
○ <a href="#">池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則</a> .....	29
○ <a href="#">池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則</a> .....	30

本号には、令和4年7月2日から令和4年10月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、池田病院の規程及び教育委員会の規則を登載しています。

# 条 例

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

## 池田市条例第17号

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例

(池田市職員定数条例の一部改正)

第1条 池田市職員定数条例(昭和36年池田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「452人」を「489人」に改め、同条第3号中「95人」を「101人」に改め、同条第4号中「542人」を「561人」に改め、同条第6号中「4人」を「6人」に改め、同条第7号中「115人」を「136人」に改め、同条第10号中「113人」を「121人」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和27年池田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「辞令書並びに法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行なう」を「当該職員に辞令書の交付及び法第49条第1項の規定による説明書の交付(法第28条の2第1項に規定する降任の処分にあつては、辞令書の交付)をして行なう」に改め、同条第2項中「を行なつた」を「(法第28条の2第1項に規定する降任の処分を除く。)を行つた」に、「すみやかに法第49条」を「速やかに前項」に、「写」を「写し」に改める。

(池田市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 池田市職員の定年等に関する条例(昭和59年池田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条の規定により延長された異動期間を含む。第10条及び第11条において同じ。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条各号に掲げる職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員に係る当該期限は、当該職員に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

#### 第3章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第23条第1項の規定により管理職手当を支給される職
- (2) 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）第20条第1項の規定により管理職手当を支給される職
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）第4条の規定により管理職手当を支給される職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）  
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属するものに降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

（管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員に係る異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、この条の規定により異動期間（この条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第1項各号に掲げる事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項を次のように改める。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員以外の職員に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附則に次の1項を加える。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和27年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号に掲げる職員以外の職員にあつては、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成4年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項中「一の」を「1の」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和2年池田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条ただし書及び第9条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第19条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条の4中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後にある職員については、昇給しないものとする。

第13条第3項中「超える職員」の次に「(特定日以後にある職員を除く。)」を加える。

第13条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第13条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第23条第1項中「の職」を削り、「者」を「もの」に改める。

第25条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第31条第2項中「第20条」を「第9条、第12条、第13条、第20条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条の2第2項中「及び第13条第3項」を「並びに第13条第1項ただし書及び第3項」に改める。

第33条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100」に、「100分の57.5」を「100分の57.5」に改める。

第34条第1項中「この条」を「この項」に改め、同条第2項中「その者に」を「当該職員が」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(特定日以後にある職員の給料の特例)

19 当分の間、職員の給料月額は、特定日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第2項の規定により当該職員に属する職務の級及び第9条から第13条までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員

(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、附則第19項の

規定の適用を受けるもので、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を受ける職員（附則第21項に規定する職員を除く。）に限る。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第33条第5項及び第6項（第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「額」とあるのは、「額」と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。

26 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第7中

職員の区分	職務の級	3級の2
	号給	給料月額

を

号給 給料月額 に、「再任用職員以外の職員」を「3級の2職員」に改め、同表再任用職員

の項を削る。

別表第1中「第8条」の次に「、第13条、第20条、第33条」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第2中「第8条」の次に「、第13条、第20条、附則第18項」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- この表は、消防職員に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800

	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
定年前再任用短時	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
間勤務職員以外の	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
職員	70	213,300	253,100	282,500	311,300	
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	

72	214,000	253,900	284,000	312,300
73	214,200	254,100	284,800	312,600
74	214,600	254,500	285,500	313,100
75	215,100	255,000	286,300	313,600
76	215,700	255,500	287,100	314,000
77	215,900	255,800	287,700	314,200
78	216,600	256,200	288,200	314,500
79	217,100	256,700	288,700	314,800
80	217,600	257,200	289,100	315,100
81	218,300	257,500	289,500	315,400
82	218,600	257,800	289,900	315,700
83	219,200	258,100	290,400	316,000
84	219,900	258,400	290,900	316,300
85	220,500	258,600	291,300	316,500
86	220,900	258,800	291,900	316,900
87	221,300	259,100	292,500	317,200
88	222,000	259,400	293,100	317,400
89	222,500	259,600	293,400	317,600
90	223,000	259,800	293,900	317,900
91	223,500	260,200	294,400	318,200
92	223,900	260,400	294,800	318,500
93	224,300	260,700	295,200	318,700
94	224,700	261,100	295,700	319,000
95	225,100	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	321,000
103	228,700	263,500	299,500	321,300
104	229,300	263,800	299,800	321,500
105	229,700	264,000	300,100	321,700
106	230,200	264,200	300,500	322,000
107	230,500	264,500	300,900	322,300
108	230,900	264,700	301,300	322,500
109	231,100	265,000	301,600	322,700
110	231,500	265,300	302,000	323,000
111	232,000	265,600	302,400	323,300
112	232,400	265,800	302,700	323,500
113	232,600	266,000	302,900	323,700
114	233,100	266,300	303,200	324,000
115	233,600	266,500	303,500	324,300
116	234,100	266,700	303,700	324,500
117	234,400	267,000	303,900	324,700
118	234,800	267,300	304,200	325,000
119	235,200	267,600	304,500	325,300
120	235,600	267,900	304,700	325,500
121	236,000	268,100	304,900	325,700
122		268,300	305,200	326,000
123		268,600	305,500	326,300
124		268,900	305,700	326,500
125		269,100	305,900	326,700
126		269,300	306,200	327,000
127		269,600	306,500	327,300
128		269,900	306,700	327,500
129		270,100	306,900	327,700
130		270,300	307,200	328,000
131		270,600	307,500	328,300



	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前再任用短時間勤務職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考

1 この表は、技能職員に適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第5(1)の表4級の項中「副主幹」の次に「、統括主任主事、統括主任技師」を加える。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第12条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後にある職員については、昇給しないものとする。

第11条第3項中「超える職員」の次に「(特定日以後にある職員を除く。)」を加える。

第12条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料の月額)

第12条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料の月額は、給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第20条第1項中「職員」の次に「のうち必要なもの」を加える。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「、100分の100」に、「100分の57.5」を「、100分の57.5」に改める。

第24条第1項中「この条」を「この項」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第1項中「のうちその属する職務の級が1級から3級までであるもの」を「(管理職手当を支給される職員を除く。)」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第36条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第15条」を「第8条、第11条、第15条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第7項の前の見出し中「この条例における」を「継続職員等の」に改める。

附則第8項中「月額」を「月額(附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による給料の月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額)が」に、「月額に達しない」を「月額(附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該給料の月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しない)」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(特定日以後にある職員の給料の特例)

19 当分の間、職員の給料の月額は、特定日以後、給料表の給料の月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び第8条から第11条までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員

(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き職員であるもののうち、附則第19項の規定の適用を受けるもので、特定日に同項の規定により当該職員が受ける給料の月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動

日の前日に当該職員が受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料の月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料の月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料の月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料の月額と当該職員の受ける給料の月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き職員である者（附則第19項の規定の適用を受ける職員（附則第21項に規定する職員を除く。）に限る。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料の月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料の月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第4項（第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「同じ。」とあるのは「同じ。」と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額（以下この項において「特例給料月額」という。）と、「給料の月額及び」とあるのは「特例給料月額及び」とする。

26 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料の月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1中「第12条」の次に「、附則第19項」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第2の4級の項中「主幹教諭」の次に「、統括主任教諭」を加える。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第13条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の次に「（平成14年法律第48号）」を加える。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「除く」の次に「、附則第10項から第14項までにおいて同じ」を加え、「者で」を「もので」に、「10年」を「15年」に改める。

第8条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の5第2項中「扶養手当」の次に「並びにこれらに対する地域手当」を加える。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項中「（以下「新条例」という。）」及び「（以下「適用日」という。）」を削る。

附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削る。

附則第7項の前の見出し並びに同項及び附則第8項を削る。

附則第9項の前の見出し及び同項から附則第20項までを削る。

附則第21項中「）附則（以下「昭和49年改正附則」という。）第3項」を「。以下「昭和49年3月改正条例」という。）附則第3項」に改め、「まで」の次に「及び附則第6項から第14項まで」を加え、「附則第21項」を「附則第2項」に改め、

同項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「(退職手当の基本額に係る特例)」を付する。

附則第22項中「昭和49年改正附則第4項」を「昭和49年3月改正条例附則第4項」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第9項」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第23項中「昭和49年改正附則第5項」を「昭和49年3月改正条例附則第5項」に改め、「第5条」の次に「又は附則第7項」を加え、「附則第21項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第24項に見出しとして「(給料月額の変額改定があった場合の給料月額の取扱いの特例)」を付し、同項中「職員の給与に関する条例」を「池田市一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同項を附則第5項とし、同項の次に次の見出し及び3項を加える。

(60歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

6 当分の間、第4条第1項の規定は、1年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第6項」とする。

7 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第7項」とする。

8 前2項の規定は、医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。附則第8項の次に次の1項を加える。

(定年の引上げによる給料月額の変額改定を給料月額の変額改定としない特例)

9 池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料月額の変額改定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。

附則第9項の次に次の見出し及び5項を加える。

(整理退職等の場合における定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する年齢要件、給料月額の変増等の特例)

10 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職したもの及び勤務公署の移転により退職したのものに対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年(医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳)に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年(医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳)」とする。

11 当分の間、第5条第1項に規定する者(医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職したもの及び勤務公署の移転により退職したものに限る。)に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3中「から6月前まで」とあるのは、「前まで」とする。

12 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「定年から15年」とあるのは、「定年(医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳)から10年」とする。

13 当分の間、第5条第1項に規定する者(職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項において同じ。)であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

14 当分の間、第5条第1項に規定する者であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則第25項に見出しとして「(委任)」を付し、同項中「附則第18項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第15項とする。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第14条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例(令和2年池田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。以下同じ。)」を「常時勤務に服することを要する職員」に改める。

第7条第1項中「第28条の2第1項」を「(昭和25年法律第261号)第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第8条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第10条中「除く」の次に「。附則第13項から第16項までにおいて同じ」を加え、「10年」を「15年」に改める。

第13条第1項中「除く。以下」を「除く。第15条第3項において」に改め、「(以下)」の次に「この項及び第4項並びに附則第6項において」を加える。

第14条第2項中「扶養手当」の次に「並びにこれらに対する地域手当」を加える。

第21条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「(あつては)」を「(には)」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「(あつては)」を「(には)」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「(あつては)」を「(には)」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「(あつては)」を「(には)」に改める。

附則第2項の前の見出しを「(退職手当の基本額に係る特例)」に改め、同項中「まで」の次に「及び附則第10項から第16項まで」を加える。

附則第3項中「第9条」の次に「及び附則第12項」を加える。

附則第4項中「第8条」の次に「又は附則第11項」を加える。

附則第5項の前の見出しとして「(旧条例適用期間に係る特例)」を付する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(60歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

10 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第11項」とする。

附則に次の1項を加える。

(定年の引上げによる給料の月額の変更に係る特例)

12 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料の月額の変更に係る特例は、第9条に規定する給料の月額の変更に該当しないものとする。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(整理退職等の場合における定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する年齢要件、給料の月額の割増等の特例)

13 当分の間、第8条第1項に規定する者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したものに對する第10条及び第12条の規定の適用については、第10条中「定年に達する日から6月前」とあるのは「60歳に達する日前」と、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

14 当分の間、第8条第1項に規定する者に対する第10条の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳」とする。

15 当分の間、第8条第1項に規定する者(職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項において同じ。)が60歳に達する日前に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

16 当分の間、第10条に規定する者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則に次の1項を加える。

(60歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例等に関する委任)

17 附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年池田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の5第1項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第16条 職員の再任用に関する条例(平成13年池田市条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第27項の規定は、公布の日から施行する。  
(池田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第3条の規定による改正前の池田市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第3条の規定による改正後の池田市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年)に達しているものを、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。  
(定年退職者等の常時勤務を要する職への再任用に関する経過措置)
- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
  - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年

を経過する日までの間にあるもの

- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その更新する任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務状況を示す事実に基づき良好である場合にある場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。  
（組合の定年退職者等の常時勤務を要する職への再任用に関する経過措置）
- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、組合（新定年条例第13条第1項に規定する組合をいう。以下同じ。）における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。  
（定年退職者等の短時間勤務の職への再任用に関する経過措置）
- 13 任命権者は、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。  
（組合の定年退職者等の短時間勤務の職への再任用に関する経過措置）
- 16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。  
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）
- 19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。  
（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年

齢)

- 2 1 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)
- 2 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超えるものとする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 4 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 2 5 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。
- (定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 2 6 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職(以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているものを、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は同項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているものを、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- (令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)
- 2 7 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。
- (公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 8 附則第5項、第6項、第10項若しくは第11項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常勤職員」という。)又は附則第13項、第14項、第16項若しくは第17項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第5条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。
- (職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 9 暫定再任用短時間勤務職員のうち第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受けるものは、同条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。
- (池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 0 暫定再任用短時間勤務職員のうち、第8条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受けるものは、同条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。
- (職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 1 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条例の規定を適用する。
- (池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 2 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。
- (池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 3 第11条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職給与条例」という。)附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 4 暫定再任用常勤職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるもの(附則第39項の規定が適用されるものを除く。)の

給料月額は、当該暫定再任用常勤職員が改正後の一般職給与条例第13条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第37項まで及び附則第40項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の一般職給与条例第8条第1項各号に掲げる給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用常勤職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 35 暫定再任用短時間勤務職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるもの（附則第39項の規定が適用されるものを除く。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の一般職給与条例第8条第1項各号に掲げる給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、附則第29項の規定による職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 36 暫定再任用職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるものは、改正後の一般職給与条例第31条第2項、第33条第3項及び第34条第2項の規定の適用については、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 37 暫定再任用短時間勤務職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるものは、改正後の一般職給与条例第25条第2項の規定の適用については、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 38 附則第33項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるものの給与に関し必要な事項は、規則で定める。
- 39 施行日の前日において、第11条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例別表第3再任用職員の部アの項に定める給料月額が適用されていた者であって、施行日において引き続き同一の職として任期の更新が行われたものについては、次の給料表を適用する。この場合において、当該者のうち、暫定再任用常勤職員の給料月額にあっては改正後の一般職給与条例第8条第2項の規定により当該暫定再任用常勤職員の属する職務の級に応じた額とし、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額にあっては同項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、附則第29項の規定による職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

職務の級	基準給料月額
1級	187,700円
2級	215,200円
3級	244,900円
4級	289,700円
5級	315,100円

- 40 暫定再任用職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるものは、池田市職員旅費条例（昭和23年池田市条例第50号）別表の適用については、附則第34項又は第35項の規定により定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の適用者（前項の適用を受ける暫定再任用職員にあっては、同条例別表に規定する技能職給料表の適用者）とみなす。（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 41 第12条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の幼稚園型認定こども園給与条例」という。）附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 42 暫定再任用常勤職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものの給料の月額は、当該暫定再任用常勤職員が改正後の幼稚園型認定こども園給与条例第12条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第44項まで及び附則第46項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合における改正後の幼稚園型認定こども園給与条例第6条第1項に規定する給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用常勤職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 43 暫定再任用短時間勤務職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものの給料の月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における改正後の幼稚園型認定こども園給与条例第6条第1項に規定する給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、附則第30項の規定による池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 44 暫定再任用職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものは、改正後の幼稚園型認定こども園給与条例第21条第3項、第24条第2項、第25条第2項及び第36条の規定の適用については、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 45 附則第41項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものの給与に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 46 暫定再任用職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものは、池田市職員旅費条例別表の適用については、附則第42項又は第43項の規定により定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の適用者と



みなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

47 当分の間、第13条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条の規定の適用については、同条第1項中「を除く」とあるのは「及び暫定再任用常勤職員(地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例(令和4年池田市条例第17号)附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)」を除く」と、同条第2項ただし書中「採用された者並びに」とあるのは「採用された者並びに暫定再任用常勤職員並びに」とする。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

48 当分の間、第14条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例第1条の規定の適用については、同条中「職員を」とあるのは、「職員(地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例(令和4年池田市条例第17号)附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員を除く。)」を」とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

49 暫定再任用職員のうち第15条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受けるものについては、同条例第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は適用しない。

(池田市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

50 池田市職員の厚生制度に関する条例(昭和28年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市の一般職の職員の給与の見直しのための関係条例の整備に関する条例の一部改正)

51 池田市の一般職の職員の給与の見直しのための関係条例の整備に関する条例(平成31年池田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「給料月額が」を「給料月額(池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による給料月額と同条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額。以下この項及び次項において「期間中給料月額」という。)が」に、「給料月額に達しない」を「給料月額(同条例附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)。次項において「切替日前給料月額」という。)に達しない」に、「当該期間における給料月額に」を「期間中給料月額に」に改める。

附則第6項中「平成37年4月1日から平成50年3月31日」を「令和7年4月1日から令和20年3月31日」に、「当該期間における給料月額」を「期間中給料月額」に、「切替日の前日において受けていた給料月額」を「切替日前給料月額」に改める。

附則別表第2中「平成37年4月1日から平成38年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に、「平成38年4月1日から平成39年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に、「平成39年4月1日から平成40年3月31日」を「令和9年4月1日から令和10年3月31日」に、「平成40年4月1日から平成41年3月31日」を「令和10年4月1日から令和11年3月31日」に、「平成41年4月1日から平成42年3月31日」を「令和11年4月1日から令和12年3月31日」に、「平成42年4月1日から平成43年3月31日」を「令和12年4月1日から令和13年3月31日」に、「平成43年4月1日から平成44年3月31日」を「令和13年4月1日から令和14年3月31日」に、「平成44年4月1日から平成45年3月31日」を「令和14年4月1日から令和15年3月31日」に、「平成45年4月1日から平成46年3月31日」を「令和15年4月1日から令和16年3月31日」に、「平成46年4月1日から平成47年3月31日」を「令和16年4月1日から令和17年3月31日」に、「平成47年4月1日から平成48年3月31日」を「令和17年4月1日から令和18年3月31日」に、「平成48年4月1日から平成49年3月31日」を「令和18年4月1日から令和19年3月31日」に、「平成49年4月1日から平成50年3月31日」を「令和19年4月1日から令和20年3月31日」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

52 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年池田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第9条の2第1項に規定する公庫等職員」を「第9条の2第5項第2号に規定する地方公社等職員のうち同号に規定する公庫等に使用されるもの」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第6項若しくは第7項」を、「第5条の3まで」の次に「及び附則第6項から第14項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第9項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第7項」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

53 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第21項」を「附則第2項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

54 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年池田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「附則第21項から第23項」を「附則第2項から第4項」に改める。

---

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第18号

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

---

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第19号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員以外」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外」に改め、同号ア(イ)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(イ)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(ロ) その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の4に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(ハ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当する場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあっては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当する場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例の施行の前日にこの条例による改正前の第11条第6号に掲げる事情に該当して育児短時間勤務をするために育児休業等計画書を提出した職員の育児短時間勤務は、この条例による改正後の第11条第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

池田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第20号

池田市市税条例等の一部を改正する条例

（池田市市税条例の一部改正）

第1条 池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改め、同条ただし書中「手数料」を「手数料」に改める。

第20条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第20条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第29条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第30条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改

め、同号と同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が133万円以下である者に限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第30条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しないもの」を加え、「者（以下）」を「もの（以下）」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号と同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第81条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がその申請書及び証明する書類（この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが困難であると認める場合であって、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。

第84条中「」の「の閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える。

第85条中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第11条の3第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第13条第2項中「若しくは第40項」を「、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第13条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第4項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第36条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第39条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第49条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用する。

附則第50条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用する。

附則第50条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第57条を削る。

（池田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 池田市市税条例の一部を改正する条例（令和3年池田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

池田市市税条例第30条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しないものを除く」を「有するもの」に改める。

（池田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 池田市市税条例の一部を改正する条例（令和4年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中池田市市税条例第30条の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条附則第11条の3第1項及び第39条第3項の改正規定並びに同条附則第57条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中池田市市税条例第20条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項並びに第29条第1項ただし書の改正規定並びに同条附則第36条第2項、第49条第4項並びに第50条第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中池田市市税条例第10条、第84条及び第85条の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定  
令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例第10条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の池田市市税条例(以下「新条例」という。)第30条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第30条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の池田市市税条例(次項において「旧条例」という。)第30条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例第84条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例第85条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

---

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第21号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例(平成21年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同項の表中「建築をしようとする」を「申請に係る」に改め、同表の1の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の2の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の3の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の4の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の5の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の6の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の7の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の8の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同条第6項の表中「変更をしようとする」を「申請に係る」に改め、同表の1の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の2の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の3の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の4の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の5の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に、同表の6の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に、同表の7の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の8の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の9の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同条第10項中「第5項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第22号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「12,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第23号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成25年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表備考第1項中「（共同住宅等又は複合建築物（住宅の部分及び非住宅建築物の部分）を有する建築物をいう。以下この条において同じ。）（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この条において「低炭素化誘導基準」という。）Iの第2の2—3（2）に規定する設計一次エネルギー消費量が低炭素化誘導基準Iの第2の2—3（2）ロの数値によるもの（以下この条において「共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「共用部床面積」という。）を除いた床面積）」を削り、同項ただし書中「（共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）」及び「（共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）」を削り、同表備考第5項中「低炭素化誘導基準Iの第1の1—2ただし書及び2—1ただし書又は第3の2—1ただし書に基づき本市が認める認定等の」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める」に改め、同条第6項の表備考第1項中「（共用部分を評価しないものについては、当該変更認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にされた都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による認定の申請に係る同項に規定する低炭素建築物新築等計画について、同日以後に同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を行う場合の手数料は、この条例による改正後の第3条第1項又は第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

## 規 則

---

池田市保育士等キャリアアップ研修に係る運営事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和4年7月4日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第57号

池田市保育士等キャリアアップ研修に係る運営事業者選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担当事務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する池田市保育士等キャリアアップ研修に係る運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に対し答申するものとする。

（1）池田市保育士等キャリアアップ研修業務（保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇保発0

401第1号)の別紙の保育士等キャリアアップ研修ガイドラインに基づく大阪府の指定を受けて実施する保育士等キャリアアップ研修その他保育士等のキャリアアップを目的として実施する研修に関する業務をいう。)の委託事業の実施について提案を行った事業者の適性評価に関すること。

(2) 前号の提案に係る計画内容の評価に関すること。

(3) 第1号の提案に係る価格の評価に関すること。

(組織等)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、3人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 児童福祉に関し識見を有する者

(3) 市長が必要と認める市職員

2 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、委員会の会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども・健康部幼児保育課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第58号

池田市財務規則の一部を改正する規則

池田市財務規則(昭和39年池田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第34条の見出しを「(小切手等の支払地等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

施行令第156条第1項第1号の規定により市の歳入金の納付に使用することができる小切手等(同号に規定する小切手等をいう。)の支払地は、全国の区域内とする。

第34条第2項中「前項の証券により」を「法第231条の2第3項の規定により証券による」に、「その」を「、その」に、「とき」を「時」に改め、同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第8号に規定する指定金融機関等のうち電子交換所以外の手形交換所においてこの規則による改正後の第34条第1項に規定する小切手等(以下「小切手等」という。)の交換を実施するものに対し小切手等により市の歳入金を納付する場合における当該小切手等の支払地は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第59号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第60号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年池田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、省令及び」を「及び省令並びに」に改め、「という。」の次に「及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）」を加える。

第3条第1項中「ものの」を「住宅の」に、「掲げるもの」を「該当すること」に改め、同項ただし書中「もの」を「住宅」に改め、同項第1号中「建築しようとする住宅が、」を削り、「立地するもの」を「立地する住宅」に改め、同項第2号中「建築しようとする住宅が、」を削り、「ものでは」を「住宅で」に改め、同条第2項中「ものの」を「住宅の」に、「掲げるもの」を「該当すること」に改め、同項ただし書中「もの」を「住宅」に改め、同項第1号中「建築しようとする住宅が、」を削り、「ものに」を「住宅に」に改め、同項第2号中「建築しようとする住宅が、」を削り、「ものでは」を「住宅で」に改める。

第4条中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同条第2号中「増築又は改築を行う」を「新築の住宅以外の」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 長期優良住宅維持保全計画に係る認定申請をする場合においては、省令第2条第1項の表2に掲げる工事履歴書に明示した新築、増築若しくは改築の時期を証する書類又はその写し

第4条第4号中「登録住宅型式性能認定等機関が行う」を「認定申請に係る住宅が」に、「住宅又は」を「もの又は」に、「住宅にあつて」を「ものである場合において」に、「登録住宅型式性能認定等機関が交付する」を「住宅型式性能認定に係る」に、「登録住宅型式性能認定等機関が、認定に係る」を「当該」に、「を行ったものにおいて」を「が行われた場合」に改め、同条第5号中「住宅で」を「認定申請に係る住宅が住宅で」に、「又は」を「であるもの又は」に、「住宅にあつて」を「ものである場合において」に改め、同条第6号中「にあつて」を「において」に改め、「この場合において、」を削り、「ときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する」を「場合は、当該図書又は当該」に改め、「をもってこれに代えることができる。」を削り、同条第7号中「表1の」を「表1に掲げる」に改め、同条第8号中「建築しようとする」を「認定申請に係る」に改め、同条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 省令第2条第1項の表1に掲げる設計内容説明書並びに同表及び同項の表3に掲げる状況調査書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士が作成したものとする。

(1) 認定申請に係る住宅が建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物のいずれかに該当する場合 同法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）

(2) 認定申請に係る住宅が建築士法第3条の2第1項各号に掲げる建築物のいずれかに該当する場合又は同条第3項の規定により建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例（昭和47年大阪府条例第11号）第2条に定める建築物に該当する場合 一級建築士又は同法第2条第3項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」という。）

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第4項に規定する木造建築士

第13条中「、長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「認定長期優良住宅建築等計画に係る軽微な変更届」を「認定長期優良住宅建築等計画等に係る軽微な変更届」に改める。

第15条中「長期優良住宅建築等計画認定等証明申請書」を「長期優良住宅建築等計画等認定等証明申請書」に改める。

様式第4号から様式第6号まで及び様式第8号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

様式第9号中「認定長期優良住宅建築等計画」の次に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改める。

様式第10号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

様式第11号中「認定長期優良住宅建築等計画に係る軽微な変更届」を「認定長期優良住宅建築等計画等に係る軽微な変更届」に改め、「の認定長期優良住宅建築等計画」の次に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改める。

様式第12号中「長期優良住宅建築等計画認定等証明申請書」を「長期優良住宅建築等計画等認定等証明申請書」に、

長期優 係る
長期優 係る



良住宅建築等計画に住宅の位置を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の位置に、良住宅建築等計画に住宅の構造を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の構造に、認定に係る建築の別(新築・増築・改築)を認定の別(新築/増築・改築/既存)に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)による書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第61号

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和2年池田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「当該非常勤職員について定められている週(週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員にあっては、年間)」を「週」に、「以下「所定勤務日数」という」を「週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員にあっては、年間の勤務日数(新たに非常勤職員として任用された者の当該任用の日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。))における任期が1年に満たない場合は、当該任用の日から起算して1年間任用されたとした場合の当該1年間の勤務日数。以下同じ。)」に改め、同項ただし書中「任用された日」を「任用の日」に改め、「(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)」を削り、「所定勤務日数」を「週の勤務日数」に改める。

第9条第1項第12号中「後8週間」を「以後1年」に改め、同条第2項第9号中「所定勤務日数」を「週の勤務日数」に改める。

別表第1中「1週間の所定勤務日数」を「週の勤務日数」に、「1年間の所定勤務日数」を「年間の勤務日数」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「1年目」とは非常勤職員として新たに任用された日の属する年度を、「2年目」とは1年目の翌年度を、「3年目」とは2年目の翌年度を、「4年目」とは3年目の翌年度を、「5年目」とは4年目の翌年度を、「6年目」とは5年目の翌年度を、「7年目以降」とは6年目の翌年度以降の年度をいう。
- 2 週の勤務日数が5日未満とされている非常勤職員で、1週間当たりの勤務時間が29時間以上とされているものに対するこの表の適用については、週の勤務日数を5日とみなす。

別表第2(備考を除く。)中「1週間の所定勤務日数」を「週の勤務日数」に、「1年間の所定勤務日数」を「年間の勤務日数」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 週の勤務日数が5日未満とされている非常勤職員で、1週間当たりの勤務時間が29時間以上とされているものに対するこの表の適用については、週の勤務日数を5日とみなす。

別表第4中「1週間の所定勤務日数」を「週の勤務日数」に、「1年間の所定勤務日数」を「年間の勤務日数」に改める。

附 則

この規則中第8条第1項及び第9条第2項第9号並びに別表第1、別表第2及び別表第4の改正規定は公布の日から、第9条第1項第12号の改正規定は令和4年10月1日から施行する。

池田市職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第62号

池田市職員休暇規則の一部を改正する規則

池田市職員休暇規則(昭和50年池田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「一の」を「1の」に改める。

第14条第1項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

第16条中「20年及び」を「20年又は」に、「次の区分により」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数の」に改め、同条各号中「連続して」を「休日及び勤務時間の割り振られていない日を除いて連続する」に改める。

第17条及び第19条第1項中「一の」を「1の」に改める。

#### 附 則

この規則中第2条第5項ただし書、第16条、第17条及び第19条第1項の改正規定は公布の日から、第14条第1項の改正規定は令和4年10月1日から施行する。

---

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第63号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項中「第2条の3第3号イの」を「第2条の3第3号ウの」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同項第1号中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「第3条第6号の」を「第3条第5号に規定する」に、「第2条第4号イ」を「第2条第4号イ(ア)」に改め、同項第2号中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当する場合

第2条の3第2項中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当する場合

第2条の4を削る。

第3条第1項中「様式第2号」により」を「様式第1号」により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」に改め、「1月」の次に「（次に掲げる場合は、2週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第4条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第5条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第7条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務計画書）

第9条 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、様式第3号とする。

様式第1号を次のように改める。

（様式 略）

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第4号又は様式第5号に規定する様式により提出されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式第4号又は様式第5号に規定する様式により提出された書類とみなす。  
(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
様式第4号中「通り」を「とおりに」、「当り」を「当たり」に、「第20条第1項」を「第15条第1項」に、「第12条」を「第13条」に改める。  
(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則様式第4号に規定する様式により提出されている書類は、同項の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則様式第4号に規定する様式により提出された書類とみなす。

---

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及び期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第64号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及び期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則  
(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年池田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「フルタイム職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改め、同項第3号中「平成4年池田市条例第2号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同条第2項第2号中「をしているフルタイム会計年度任用職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下であるフルタイム会計年度任用職員を除く。)」を「(次に掲げる育児休業を除く。))をしているフルタイム会計年度任用職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

(期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和46年池田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「平成4年池田市条例第2号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同条第3項第2号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)」を「(次に掲げる育児休業を除く。))をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

第4条第6項第2号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)」を「(第2条第3項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。))をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

## 訓 令

池田市職員の名札に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和4年9月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第2号

池田市職員の名札に関する規程の一部を改正する訓令

池田市職員の名札に関する規程（昭和48年池田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の名札」を「（市立池田病院に勤務する職員を除く。以下「職員」という。）の名札（職員に貸与するものに限る。以下同じ。）」に改める。

第2条中「様式第1」を「別記様式」に改める。

第3条中「下記の職員（臨時的任用職員を除く。）」を「職員のうち次に掲げるもの」に改め、同条ただし書中「、療育業務」を「又は療育に係る業務」に、「場合」を「業務を行う職員」に改め、同条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「者」を「職員」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「されている職員」を「されているもの」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を削り、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 教育長

(4) 上下水道事業管理者

第4条中「職員」を「前条の規定により名札の貸与を受けた職員」に改める。

第5条中「胸部の」を削る。

第7条中「紛失又はき損した」を「紛失し、又は毀損した」に改める。

様式第1中「様式第1」を「様式第1（第2条関係）」に、  
「役職名又は職務名  
ふりがな  
氏名」  
「役職名又は職務名  
を  
氏（平仮名  
氏（ローマ字表記）」

表記) に、「クリップ止め具」を「クリップ留め具」に改め、同様式を別記様式とする。

」

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

## 池 田 病 院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年8月30日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第11号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第4号中「帰宅後自宅から出勤し」を削る。

附 則

この規程は、令和4年8月30日から施行する。

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年9月8日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第12号

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程（平成18年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中	初診時選	医科	1日	5,000	を	初診時選	医科	1日	7,000	に改める。
	定療養費	歯科	1日	3,000		定療養費	歯科	1日	5,000	
	再診時選	医科	1日	2,500		再診時選	医科	1日	3,000	
	定療養費	歯科	1日	1,500		定療養費	歯科	1日	1,900	

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年9月28日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第13号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「、月額4,000円」を「、次の各号に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員 月額3,000円
- (2) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員 月額7,000円

別表第11中	看護補助者（介助あり）	1,230円	9,600円	172,800円	を	看護補助者
	看護補助者（介助なし）	1,000円	7,800円	—		看護補助者

（介助あり）	1,260円	9,800円	176,400円
（介助なし）	1,030円	8,000円	—

事務	1,0

20円	8,000円
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—

事務	1,050円	8,200円
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第7号

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則（令和3年池田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

第16条中「20年及び」を「20年又は」に、「次の区分により」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数の」に改め、同条各号中「連続して」を「休日及び勤務時間の割り振られていない日を除いて連続する」に改める。

附 則

この規則中第16条の改正規定は公布の日から、第14条第1項の改正規定は令和4年10月1日から施行する。

---

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第8号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（令和3年池田市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「平成4年池田市条例第2号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同条第3項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

第6条第6項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）」を「（第2条第3項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。